

新入園児を募集します

平成22年度の保育園新入園児の申し込み受け付けを1月から始めます。入園の申し込みが必要な方は、平成22年4月から入園を希望する児童と、平成21年度は多久市外の保育園に通っている児童です。

入園の基準

- ①保護者が日中、自宅外で仕事をしている。
- ②保護者が日中、自宅内で児童と離れ、家事以外の仕事をしている。
- ③母親が妊娠中か、出産後間がない。
(通常は最大産前産後5か月間)
- ④保護者が病気やケガ、または精神や身体に障害がある。
- ⑤保護者が長期にわたり、病気などの状態にある同居親族を常時介護している。

*休職中の方も保育園の入園は可能ですが、条件があります。必ず福祉健康課にご確認ください。

対象年齢 0歳児(生後6週間経過後)から
受付日程 一次受付 1月4日(月)～15日(金)
二次受付 1月18日(月)から随時

その他

入所申込書などは、福祉健康課、各町公民館、および各保育所に用意しています。

幼稚園入園ご希望の方は

市内の幼稚園と、ひしのみ保育園でも平成22年度の入園児を募集しています。くわしくは各園にお尋ねください。

☎カトリック幼稚園 ☎75-2640
☎ひしのみ保育園 ☎75-2706
ひしのみ幼稚園

■問い合わせ 福祉健康課 社会福祉係 ☎75-6118

ご存知ですか？特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神または、身体に障害(日常生活で、介護・支援を必要とする疾病・傷病)がある在宅の児童を監護・養育している父母(または父母以外の者)に、その児童の福祉を増進する目的で支給される手当のことです。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、特別児童扶養手当は支給されません。

□該当しなくなる要件

- 受給しようとする方や、その配偶者および同居している児童の扶養義務者の所得が制限額を超える場合。
- 対象児童およびその監護を行う父母や養育者の住所が日本国内にならなるとき。

(児童扶養手当・児童手当・障害児福祉)

手当との併給は可能です。
○対象児童が福祉施設に入所しているとき。

□手当額(月額)

一級(重度) 50,750円
二級(中度) 33,800円

手当の額は、障害の程度に応じて決定されます。くわしくは、福祉健康課までお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118

国民健康保険税・長寿医療保険料 納付済額通知書を 発行します

国民健康保険税と長寿医療(後期高齢者医療)保険料は、納付した全額が所得税と市県民税の社会保険料控除の対象となります。

年末調整用の納付済額通知書は保険年金係の窓口で交付します。

また、確定申告用の納付済額通知書は平成22年1月中旬にすべての納付義務者へ郵送します。

納付済額通知書には平成21年中に納めた金額および納期未到来額を記載しています。



窓口での交付申請

納付義務者と同一世帯以外の方がお越しになる時は委任状が必要です。必ずご持参ください。

■問い合わせ 市民生活課

保険年金係

☎75-2159